

大阪市告示第1217号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年9月24日（水）	午後2時から 午後7時まで
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和7年9月2日（火）	午前10時から
	令和7年9月16日（火）	午後1時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年9月1日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年9月3日（水）から 同月5日（金）まで	
	令和7年9月8日（月）	
	令和7年9月10日（水）から 同月12日（金）まで	
	令和7年9月15日（月）	
	令和7年9月17日（水）から 同月19日（金）まで	

令和 7 年 9 月 22 日（月）から 同月 23 日（火）まで
令和 7 年 9 月 25 日（木）から 同月 26 日（金）まで
令和 7 年 9 月 29 日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）